



経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

☆成長戦略に必要な経営理論《知財版》④7…(1)

〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 丸の内 MY PLAZA (明治安田生命ビル) 16階
TEL 03(5223)6011(代表) FAX 03(5223)7121~2(国内部) 03(5223)7123~5(外国部) E-Mail:itohpat@itohpat.co.jp URL: http://www.itohpat.co.jp

オリンピック需要の反作用として、深刻な不況になると予想するエコノミストもいる。

けれども、現実には、“エコノミスト”という方々ほどその予測に信憑性が無い存在も少ないのではないだろうか。そう、実際に、彼らの経済予測というのは、概して当たらない。本当に信用ならないのである。実際、直近のオリンピック開催地であるリオデジャネイロや、更にその前の北京ですら、深刻な不況になってはいない。むしろ、オリンピックが終わった後も、引き続き活況であり、本当のところを言えば、オリンピック前よりも盛況である。

なのにも拘らず、もっともらしいことを言って聴衆の不安をあおるエコノミストというのは、今でも現実存在する。しかも、その弁舌もその内容も、それなりに信憑性があるもののように聞こえるため、ついつい信じてしまいがちである。そしてまた、それを信じて行動してしまったがゆえに、道を間違えたり、ときには大損をしてしまう者も居るくらいである。

ここまで書くと、「なあんだ。“2020年問題”などと言うから、てっきりオリンピック後の不況に巻き込まれることを言うのかと思ったら、違った。そしてまた、もしその予測が間違っているというのなら、いったい何の不安があるのだ?！」と思った方も居られるかもしれない。実際、オリンピック後が不況になるのか、それともそんなことは起こらないのか、そういった未来についての予測がつかない。予測がつかないのであるから、要は、そのどちらになるのかは五分五分である。ということは、そのどちらかが起こることを前提にして中期計画を立てたりするのは、そのどちらかを前提に計画立案をしたとしても、極めて不確実性が高いものになってしまう。したがって、そのどちらかに決めてスタートを切るというのは、それこそ、ある意味では博打のようなものである。

このように、「予測できない未来」に対して予測をし、その予測に基づいて対処するのは不確実であり、かつ不安定極まりないものである。けれどもその一方で、「予測できる未来」に対しては、それこそきちんと対処していかなければならないであろう。「予測できる未来」というのは、ほぼ確実に起こることなので、どれほど早く、しかもそれに的確に対処し

たかが、自らの存亡をかけることになる。逆に言えば、ほぼ確実に予測できる未来についての確に対処しないことは、命取りに繋がるのである。

さて、2020年というのは、オリンピックが開催される傍らで、いわゆるクレサラ訴訟（違法金利に対する過払い金の返還訴訟（以下、過払金返還訴訟））が時効を迎える年なのである。したがって、この年をもって、それまで簡単に起こせ、しかも簡単に勝つことができた過払金返還訴訟は全て終了してしまう。そうすると、それに関与していたすべての弁護士や司法書士が、その全ての仕事を失うのである。そして、そのあふれた弁護士や司法書士の行く先がどこになるのか、それは多くの士業にとって関心を持たざるを得ない事象となっている。

もうここまで言えば、賢明なる特許ニュースの読者であるからこそ察しがつくと思われるが、そう、確かにその弁護士や司法書士の全てが知財のほうに来るとは限らない。けれども、過払金返還訴訟に関与していた弁護士が約1500人程度いたとして、しかもそれと同数の司法書士が絡んでいたとしたら、その総数は約3000人。その1／3が知財のほうに流れ込んできたとしても、単純に千人の増加となる。

むろん、これらの弁護士や司法書士の全てが知財に来ることは無い。けれども、そもそも一般的な弁護士の仕事をやらずに過払金返還訴訟手続きばかりをこなしてきた方々である。その方々が、民事、刑事、家庭、少年といった本来業務に戻ることは、考えにくい。それは例えば、インターネットを通じて商標の格安サービスを提供してきていた面々が、それが駄目になったからといって、弁理士の本来業務に戻るかという、そう簡単に行かないのと似ている。

いずれにしても、過払金返還訴訟に関与していた弁護士達は、弁護士の本来業務には戻らずに、過払金返還訴訟で得た知恵や経験が生かせる他士業のほうに目を向ける可能性が高く、その標的となるであろう士業が戦々恐々としているというのが、冒頭で述べた「2020年問題」というものである。

2. “2020年問題”の対象となる士業

過払金返還訴訟は、一般人を対象とする。基本的には、企業を対象とするものではない。一般人からシステムティックに仕事を集める形式であるので、